

## 別冊

### 監査の結果に基づき講じた措置

(監査委員意見に対する取組み状況等について)

令和2年度

監査期間	課(局・所・室)名	備考
10/13~10/22	①市民保険課・②網津支所・③網田支所	
10/20~10/30	④福祉課・⑤子育て支援課	
11/25~12/4	⑥税務課	
12/2~12/11	⑦生涯活動推進課	
12/9~12/18	⑧高齢者支援課	
1/6~1/15	⑨給食センター	
1/13~1/22	⑩土木課	
1/25~2/5	⑪農林水産課・⑫商工観光課	
2/3~2/12	⑬都市整備課・⑭上下水道課	

# ①市民保険課

## 監査委員意見に対する取組み状況等について

(国保年金係)

### 【委員意見】

・国民健康保険特別会計における一般被保険者返納金及び退職被保険者等返納金については債権回収に努めるとともに、特に滞納繰越分については、滞納者の状況等を確認し滞納整理簿を作成・整理する等、適正な管理に努められたい。

・後期高齢者医療特別会計における普通徴収保険料の滞納については、督促、催告、差し押さえ予告等の通知を発送する等、地道に取り組み回収に努められたい。

- ※ この表は、令和元年度に実施した随時監査、定期監査、財政援助団体等（補助金交付団体・指定管理者）監査において、委員意見として記載された事務改善等の指摘事項と、それに対する取組み状況、成果等を記載するものです。
- ※ 【委員意見】欄には、各監査において指摘された事項について記入してください。随時監査、定期監査等において重複する内容については、どちらか一つで結構です。右欄【取組み状況等】には、実際の取組み状況等を記入してください。
- ※ 必ずしも、この様式を使用する必要はありません。任意の様式でも構いません。

### 【取組み状況等】

・返納金が発生した時点で通知書を発送し、返金をお願いしています。また、保険者間調整が可能な方には、返納金通知と併せ保険者間調整の書類を同封し、書類の提出をお願いしています。

(保険者間調整とは、被保険者から同意書・請求書を提出してもらう事により、宇土市と新保険者での返納金授受が可能となるものです。)

通知後、数か月経過しても来庁がない方に対しては、再通知や電話連絡等で返金をお願いしています。

滞納繰越分につきましては、滞納整理簿にて滞納管理を行っています。保険者間調整可能な方には、時効前に書類提出をお願いするなど、今後も継続して返金に関しての交渉をしていきます。

・滞納処分について、従来より行っていた年金・預貯金調査に加え、平成31年度は、財産がある場合等は差し押さえ予告さらに差し押さえを実施しました。

後期高齢者医療保険料滞納者は、低額年金者が多く、生活困窮や経済的事情により滞納が解消できない状況にあります。そのため、個々の状況を勘案し、対応していきます。

また、令和2年度の保険料通知発送時に普通徴収（納付書払）対象者に口座振替推進の案内及び口座振替依頼書を同封しました。今度も、口座振替推進や督促料発生前に納付催促通知を発送する等、滞納にならないための働きかけを強化していきます。

## ② 網津支所

### 監査委員意見に対する取組み状況等について

#### 【委員意見】

公金の管理について

#### 【取組み状況等】

各種証明書発行手数料や税金、施設使用料など、公金の適正な管理については、職員及び会計年度任用職員で、ダブルチェックを行ない適正な管理に努めております。

- ※ この表は、令和元年度に実施した随時監査、定期監査、財政援助団体等（補助金交付団体・指定管理者）監査において、委員意見として記載された事務改善等の指摘事項と、それに対する取組み状況、成果等を記載するものです。
- ※ 【委員意見】欄には、各監査において指摘された事項について記入してください。随時監査、定期監査等において重複する内容については、どちらか一つで結構です。右欄【取組み状況等】には、実際の取組み状況等を記入してください。
- ※ 必ずしも、この様式を使用する必要はありません。任意の様式でも構いません。

# ③ 網田支所

## 監査委員意見に対する取組み状況等について

### 【委員意見】

公金の管理について

### 【取組み状況等】

各種証明書発行手数料や税金、施設使用料など、公金の適正な管理については、職員及び会計年度任用職員で、ダブルチェックを行ない適正な管理に努めております。

- ※ この表は、令和元年度に実施した随時監査、定期監査、財政援助団体等（補助金交付団体・指定管理者）監査において、委員意見として記載された事務改善等の指摘事項と、それに対する取組み状況、成果等を記載するものです。
- ※ 【委員意見】欄には、各監査において指摘された事項について記入してください。随時監査、定期監査等において重複する内容については、どちらか一つで結構です。右欄【取組み状況等】には、実際の取組み状況等を記入してください。
- ※ 必ずしも、この様式を使用する必要はありません。任意の様式でも構いません。

## ④福祉課

### 監査委員意見に対する取組み状況等について

#### 【委員意見】

・災害貸付資金貸付金については、平成28年に貸し付けた3名分の返済が新たに令和2年10月から始まります。貸し付け時、誓約書を交わしており、誓約書どおり納期である来年9月までには、きっちり納めてもらうようにしてください。滞納になるということは避けなければいけません。督促等通知をきっちり出し、返済が終わらなければ、滞納処分を行うことを相手に示し、進行管理を徹底してください。あわせて、過年度分についても、こまめに督促等通知を送付し対処してください。

#### ・滞納整理について

身体障害者入所者個人負担金、知的障害者入所者個人負担金の滞納について、年に2～3回督促を出すようにしてください。相手の状況を確認し、払う意思があるか財産があるか等調べ、債権回収に努めてください。また、時効が5年間であるのであれば、5年間の内に回収する努力が必要です。前年までのやり方で解決しないのであれば、新たな手法を検討すべきであり、場合によっては、時効で中断することも検討すべきではないでしょうか。

#### 【取組み状況等】

平成28年に貸し付けた3名については、滞納させないという心構えで、納期開始前の通知送付、納期内の納付書送付、電話催告および訪問を行い、計画通り徴収できています。

過年度分については、今後も継続して督促等の通知を送付し徴収実績を上げるよう努めます。

障害者福祉施設入所者個人負担金の債権については、公法上の原因に基づいて発生した債権のため公債権に分類されています。公債権は地方自治法236条第1項により時効期間は5年で、同法第2項により時効の援用は不要となっており、既に時効が成立している状態ではないかとの考えから顧問弁護士に質問したところ、時効消滅しているとの回答を頂きましたので、平成13年度から平成15年度分については、令和元年度に不納欠損処理を行っております。

- ※ この表は、令和元年度に実施した随時監査、定期監査、財政援助団体等（補助金交付団体・指定管理者）監査において、委員意見として記載された事務改善等の指摘事項と、それに対する取組み状況、成果等を記載するものです。
- ※ 【委員意見】欄には、各監査において指摘された事項について記入してください。随時監査、定期監査等において重複する内容については、どちらか一つで結構です。右欄【取組み状況等】には、実際の取組み状況等を記入してください。
- ※ 必ずしも、この様式を使用する必要はありません。任意の様式でも構いません。

# ⑤子育て支援課

## 監査委員意見に対する取組み状況等について

### 【委員意見】

・保育料については、納付者と公平を図るため、滞納者に対して、こまめに督促等を行うと同時に、保育所と連携を取り債権回収に努められたい。

・児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費返還金については、滞納者との接触を積極的に行い、分割納付等による債権回収に努めてください。

### 【取組み状況等】

・保育料滞納者には、督促状・催告書を送付し、納付するよう通知しており、併せて国税徴収法に基づく財産調査（預貯金・生命保険・給与等）に努めている。

また、個別に相談がある滞納者に対しては、分割納付・児童手当からの徴収により早期に完納できるよう折衝している。

なお、本年度、滞納処分に関する様式を定めたので、差押可能財産を発見次第、差押・換価・配当による完納を目指している。

・滞納者には、納付するよう通知しており、併せて国税徴収法に基づく財産調査（預貯金・生命保険・給与等）を行う予定です。

また、個別に相談がある滞納者に対しては、分割納付により早期に完納できるよう折衝しています。

※ この表は、令和元年度に実施した随時監査、定期監査、財政援助団体等（補助金交付団体・指定管理者）監査において、委員意見として記載された事務改善等の指摘事項と、それに対する取組み状況、成果等を記載するものです。

※ 【委員意見】欄には、各監査において指摘された事項について記入してください。随時監査、定期監査等において重複する内容については、どちらか一つで結構です。右欄【取組み状況等】には、実際の取組み状況等を記入してください。

※ 必ずしも、この様式を使用する必要はありません。任意の様式でも構いません。

## ⑥ 税務課

### 監査委員意見に対する取組み状況等について

#### 【委員意見】

未納者に対しては早期に接触を行い、納税推進員任せではなく、職員が滞納分を臨戸訪問し、電話や面談、督促、分納誓約等、滞納が生じないように地道に取り組んでください。毎回監査時に、なぜ家宅搜索の強力な権限をもっと使わないのか意見しておりますが、なされていないようです。家宅搜索をしたからといって滞納が減るということではありませんが、税の徴収が如何に重要であり大変なことなのかを、職員一人一人が身をもって体験することに意味があり、それを職員間で共有し、次期職員に確実に繋げていくことが大切です。債権回収の筆頭課として収納率向上に向け、日々大変だとは思いますが、積極的な取組みをお願いします。

#### 【取組み状況等】

未納者に対しては、毎月の督促や個別あるいは一斉催告を行い、納税又は窓口にて状況を確認する機会である納税相談を促しています。滞納者自らの電話や来庁を促し、内容によっては分納誓約を結ぶ等、自主納付に向けた意識を持ってもらうことで、大きな滞納にならぬよう取り組んでおります。

並行して、随時継続的に滞納者の財産調査を行っており、督促催告に対し無反応である場合や分納誓約不履行等、納税意識が低い滞納者に対しては調査結果に基づき財産の差押えを行っています。窓口では、差し押さえられた滞納者からの非常に激しい反応もありますが、法に基づくものとして毅然と対応しております。

また、現年度分の少額滞納者（初期滞納）には、納税推進員が納付書を配り納付を促し、大きな滞納につながらないよう滞納の早期解消に努めています。

職員のスキルアップについては、研修機関への派遣や課内OJT等により知識の習得に励み、搜索実施時には経験のためにチームとして可能な限り多くの職員を携わらせています。ご指摘のとおり重要な徴収方法として技術継承が必要であることから、今後も積極的に取り組みます。

- ※ この表は、令和元年度に実施した随時監査、定期監査、財政援助団体等（補助金交付団体・指定管理者）監査において、委員意見として記載された事務改善等の指摘事項と、それに対する取組み状況、成果等を記載するものです。
- ※ 【委員意見】欄には、各監査において指摘された事項について記入してください。随時監査、定期監査等において重複する内容については、どちらか一つで結構です。右欄【取組み状況等】には、実際の取組み状況等を記入してください。
- ※ 必ずしも、この様式を使用する必要はありません。任意の様式でも構いません。

# ⑦生涯活動推進課

## 監査委員意見に対する取組み状況等について

### 【委員意見】

- ・指定管理者NPO法人うとスポーツクラブについて

平成30年度の財政援助団体等監査において、勘定科目の名称を統一し、総勘定元帳の各勘定科目間の振替仕訳をきちんとした経理方法により収支決算書を作成するよう指示をしています。NPO法人うとスポーツクラブに対し適切な処理の指導を行ってください。

### 【取組み状況等】

会計規則（勘定科目）を統一し、総勘定元帳の各勘定科目間の振替仕訳をきちんとした経理方法により収支決算書を作成するようにNPO法人うとスポーツクラブに対し指導しています。

- ※ この表は、令和元年度に実施した随時監査、定期監査、財政援助団体等（補助金交付団体・指定管理者）監査において、委員意見として記載された事務改善等の指摘事項と、それに対する取組み状況、成果等を記載するものです。
- ※ 【委員意見】欄には、各監査において指摘された事項について記入してください。随時監査、定期監査等において重複する内容については、どちらか一つで結構です。右欄【取組み状況等】には、実際の取組み状況等を記入してください。
- ※ 必ずしも、この様式を使用する必要はありません。任意の様式でも構いません。



## ⑧ 高齢者支援課

### 監査委員意見に対する取組み状況等について

#### 【委員意見】

○入館者増加に向けた積極的な支援について

老人センターでは様々なイベント・行事に取り組まれています。市民への周知が十分に行われていないように感じます。広報紙、ホームページ等を活用してお知らせを行う等、入館者増加に向けた支援をお願いします。

#### 【取組み状況等】

令和2年3月号の広報紙に毎週水曜開催の「うたごえカフェ」について掲載しました。その後も定期的な広報紙への掲載を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から掲載を見合わせている状況です。

- ※ この表は、令和元年度に実施した随時監査、定期監査、財政援助団体等（補助金交付団体・指定管理者）監査において、委員意見として記載された事務改善等の指摘事項と、それに対する取組み状況、成果等を記載するものです。
- ※ 【委員意見】欄には、各監査において指摘された事項について記入してください。随時監査、定期監査等において重複する内容については、どちらか一つで結構です。右欄【取組み状況等】には、実際の取組み状況等を記入してください。
- ※ 必ずしも、この様式を使用する必要はありません。任意の様式でも構いません。

## ⑧ 高齢者支援課

### 監査委員意見に対する取組み状況等について

#### 【委員意見】

##### ○高齢者住宅整備資金貸付金について

滞納者に対し、定期的に催告書を通知し、貸付金の回収に努めてください。

##### ○介護保険料普通徴収の滞納について

年金から自動的に天引きされる特別徴収者との負担公平を図るため、滞納者に対しては、早め早めに接触を行い、電話や督促、催告書を通知し滞納が生じないよう地道に取り組んでください。2年で時効となるので、そのまま不納欠損とならないよう普通徴収者の徴収強化に努めてください。

#### 【取組み状況等】

対象者5名中、1名は今年8月に完納されました。残りの4名に対し、10月に催告書を通知しましたが、納付に至っていません。引き続き定期的に催告書を通知し回収に努めます。

今年度は口座振替の推進に力を入れております。具体的には普通徴収対象者や65歳到達者には口座振替依頼書を送付し、市受付による提出を可能とするなど、提出方法の簡素化により利用の促進を図っております。また、未納者に対しては、今年度は催告書を8月と12月に送付し、併せて預貯金調査を実施しております。財産があるものに対しては、差押予告通知を発送する等、自主納付を促し、それでもなお納付されない方には差押を実施しています。

このように、被保険者の負担公平の観点からも、上記取組みを継続し、徴収強化に努めていきます。

- ※ この表は、令和元年度に実施した随時監査、定期監査、財政援助団体等（補助金交付団体・指定管理者）監査において、委員意見として記載された事務改善等の指摘事項と、それに対する取組み状況、成果等を記載するものです。
- ※ 【委員意見】欄には、各監査において指摘された事項について記入してください。随時監査、定期監査等において重複する内容については、どちらか一つで結構です。右欄【取組み状況等】には、実際の取組み状況等を記入してください。
- ※ 必ずしも、この様式を使用する必要はありません。任意の様式でも構いません。

# ⑨給食センター

## 監査委員意見に対する取組み状況等について

### 【委員意見】

・給食費の未納について

給食センターとして給食費の滞納繰越分を今年度中に整理するとの方針を出されておりますので、その方針に従い、適切な事務処理を行って下さい。また、現年度分について、未納者に対して各学期毎に督促状を送付する等の新たな対策を講じられていますので、今後、学校等と密接な連携をとりながら、滞納が発生しないよう早め早めの対応をとり、完納に向けた取組みを進めてください。

### 【取組み状況等】

・給食費の未納について

令和元年10月11日の定期監査で報告させて頂いたとおり、昨年度から更にセンターと学校が協力して未納整理の強化に取り組んでいます。今年度の取組みにおいては、年度当初に過年度分として平成29～令和元年度分の督促状の送付、また現年度中心の未納対策として学期毎に督促状を送付するとともに、その際は児童手当からの徴収申出書を同封するなどの対策を実施しています。

昨年度からの取組みの成果としては、過年度未納分の納付額としては、例年約20万円程度でありましたが、令和元年度決算時においては、約45万円となっております。

今後とも、センターと学校が協力して、未納根絶に向けて取り組んでいきます。

※ この表は、令和元年度に実施した随時監査、定期監査、財政援助団体等（補助金交付団体・指定管理者）監査において、委員意見として記載された事務改善等の指摘事項と、それに対する取組み状況、成果等を記載するものです。

※ 【委員意見】欄には、各監査において指摘された事項について記入してください。随時監査、定期監査等において重複する内容については、どちらか一つで結構です。右欄【取組み状況等】には、実際の取組み状況等を記入してください。

※ 必ずしも、この様式を使用する必要はありません。任意の様式でも構いません。

# ⑩ 土木課

## 監査委員意見に対する取組み状況等について

### 【委員意見】

○行政財産使用料について（令和元年度定期監査時委員意見）

道路敷使用料及び河川使用料については、使用許可を出す際に調定書を作成し、納付書を送付してください。その際には、使用許可を与えた者に対し、1カ月以内に納めてもらうなど納付期限を設けた事務処理を行い、収入未済額が発生しないよう収入状況についても確認してください。

### 【取組み状況等】

道路敷及び河川等の使用料について、許可証の送付と同時に納付書も併せて送付しています。なお、納入期限について、特に電気事業者においては、内部のシステムの都合上、納付書受領から占用料の振込までに一月以上かかることを聞取りしたため、一律に期限を設けることが難しいことから、定期的に収入状況を確認し、収入未済が発生しないように対応しています。

- ※ この表は、令和元年度に実施した随時監査、定期監査、財政援助団体等（補助金交付団体・指定管理者）監査において、委員意見として記載された事務改善等の指摘事項と、それに対する取組み状況、成果等を記載するものです。
- ※ 【委員意見】欄には、各監査において指摘された事項について記入してください。随時監査、定期監査等において重複する内容については、どちらか一つで結構です。右欄【取組み状況等】には、実際の取組み状況等を記入してください。
- ※ 必ずしも、この様式を使用する必要はありません。任意の様式でも構いません。

# 11 農林水産課

## 監査委員意見に対する取組み状況等について

### 【委員意見】

行政財産使用料については、使用許可を行う段階で、調定書を作成し納付書を発行する等の措置を講じるとともに、その収納状況について逐次確認を行い、収入未済額が発生しないよう対処してください。

通常、監査資料は講評日の1週間前に受け取り、講評に向けた事前確認をするのですが、今回資料を受け取ったのは講評日の2日前で、十分な準備ができませんでした。これは監査資料の欠落、間違い等が多く監査委員事務局員の事前審査に多くの時間を要したため、課長をはじめ関係職員のチェックがきちんとなされていたら、このような状況にはならなかったはずですが、資料は時間に余裕をもって作成すると同時に、管理監督職にあつては決裁権者として責任を持って確認し必要に応じて部課職員に対して的確な指導を行うようにしてください。

### 【取組み状況等】

令和2年度より行政財産使用料の納付書は4月に送付することとしました。納入期限を5月中旬とし、今年度分については全額納入済の状況です。次年度以降も同様に処理し、収入未済額が発生しないように努めます。

令和2年度よりチェック体制を強化し、再発防止に努めます。

- ※ この表は、令和元年度に実施した随時監査、定期監査、財政援助団体等（補助金交付団体・指定管理者）監査において、委員意見として記載された事務改善等の指摘事項と、それに対する取組み状況、成果等を記載するものです。
- ※ 【委員意見】欄には、各監査において指摘された事項について記入してください。随時監査、定期監査等において重複する内容については、どちらか一つで結構です。右欄【取組み状況等】には、実際の取組み状況等を記入してください。
- ※ 必ずしも、この様式を使用する必要はありません。任意の様式でも構いません。

# 12 商工観光課

## 監査委員意見に対する取組み状況等について

### 【委員意見】

・指定管理者選考時における担当課の役割について、

マリーナ物産館の指定管理期間が31年度で満了となるため、31度中に次期管理候補者を選考する必要があります。その際に、担当課として次の点に注意して、指定管理者選考事務の所管である企画課と連携を取りながら行ってください。

○現行の指定管理者による利用状況や決算状況等について説明をすること

○前回選考時の企画・事業提案内容に対する実施状況について説明をすること

○前記2項目については、当該年度を含め5年間の状況を説明すること

○その他、選考の参考になるとと思われるものについても、担当課が選考委員に対して直接説明する場を設けること

### 【取組み状況等】

以下は、指定管理者選定委員会第一回開催時に説明を行ったもの。

○H27～H30年度の決算状況及び物産館のレジ通過者数の推移について説明を行った。一部グラフ化し理解しやすいように説明。

○物産館を利用された方のアンケート結果を報告した。

○前回公募時に提案された内容が、実際実施されているかについて、項目毎に説明を行った。

○他団体との連携について説明を行った。

※ この表は、令和元年度に実施した随時監査、定期監査、財政援助団体等（補助金交付団体・指定管理者）監査において、委員意見として記載された事務改善等の指摘事項と、それに対する取組み状況、成果等を記載するものです。

※ 【委員意見】欄には、各監査において指摘された事項について記入してください。随時監査、定期監査等において重複する内容については、どちらか一つで結構です。右欄【取組み状況等】には、実際の取組み状況等を記入してください。

※ 必ずしも、この様式を使用する必要はありません。任意の様式でも構いません。

# 13都市整備課

## 監査委員意見に対する取組み状況等について

### 【委員意見】

#### ・行政財産使用許可について

雑入として、宇土駅東口広場公衆電話電気使用料や自動販売機電気料、花いっぱい運動自動販売機売上手数料等が計上されていますが、きちんと行政財産使用許可が出されているのか、中には都市整備課以外の部署が行政財産使用許可を出すものも含まれていると思われるので、それらについても必ず確認をしておいてください。

### 【取組み状況等】

公衆電話は、宇土市が宇土駅東口の利便性向上を図るため、NTTへ要望し設置しております。設置場所が市道となるため、土木課からの道路占用許可を得ております。占用料については、公共性が高いことから減免されています。

花いっぱい運動の自動販売機は、教育委員会敷地に1箇所、仮設庁舎の駐車場に1箇所、網田海岸公園に1箇所の計3箇所になります。行政財産使用許可はそれぞれの設置場所の所管課にて許可を出しております。なお、自動販売機電気料は網田海岸公園の自動販売機となっております。

#### ○行政財産使用許可所管課

教育委員会敷地（サントリー） → 教育委員会学校教育課

仮設庁舎駐車場（コカ・コーラ） → 財政課

網田海岸公園（コカ・コーラ） → 農林水産課

- ※ この表は、令和元年度に実施した随時監査、定期監査、財政援助団体等（補助金交付団体・指定管理者）監査において、委員意見として記載された事務改善等の指摘事項と、それに対する取組み状況、成果等を記載するものです。
- ※ 【委員意見】欄には、各監査において指摘された事項について記入してください。随時監査、定期監査等において重複する内容については、どちらか一つで結構です。右欄【取組み状況等】には、実際の取組み状況等を記入してください。
- ※ 必ずしも、この様式を使用する必要はありません。任意の様式でも構いません。

# 13 都市整備課

## 監査委員意見に対する取組み状況等について

### 【委員意見】

#### 【2】住宅使用料等の滞納について

①現に市営住宅に入居している住宅使用料の滞納者のうち、宇土市営住宅等家賃等滞納整理事務処理要綱第10条に規定する基準を満たす法的措置候補者については、必ず宇土市営住宅等家賃等滞納者法的措置対象者選考委員会に諮り、法的措置対象者については同要綱第12条に定める措置を講ずるとともに、その後においても納付の意志が認められないものに対しては、同要綱第13条に定める訴訟を起こす等、断固たる姿勢をもって臨んでください。

②現に退去している滞納者については、まずは催告書を繰り返し送付し債権回収に努めてください。行方不明者に対しても、所在を把握するための追跡調査を行う等実態把握に努め、顧問弁護士とも相談し対処方針等を決定してください。

### 【取組み状況等】

①令和2年9月に開催した法的措置対象者選考委員会では、宇土市営住宅等家賃等滞納整理事務要綱10条に基づく法的措置対象者2名について諮りましたが、法的措置者には該当しませんでした。

また、令和元年度に訴訟対象となった者の住宅の明渡しについては、7月に強制執行を実施しました。

②退去している滞納者及びその連帯保証人についても、年4回の催告書の発送を行っています。所在把握の追跡調査を、9月に名義人12名、12月に連帯保証人6名に対して行い、所在が判明した者15名には、改めて催告書を発送しています。

債権回収については、戸籍調査や財産調査等を顧問弁護士の協議しながら引き続き取り組んでいきます。

- ※ この表は、令和元年度に実施した随時監査、定期監査、財政援助団体等（補助金交付団体・指定管理者）監査において、委員意見として記載された事務改善等の指摘事項と、それに対する取組み状況、成果等を記載するものです。
- ※ 【委員意見】欄には、各監査において指摘された事項について記入してください。随時監査、定期監査等において重複する内容については、どちらか一つで結構です。右欄【取組み状況等】には、実際の取組み状況等を記入してください。
- ※ 必ずしも、この様式を使用する必要はありません。任意の様式でも構いません。



# 14 上下水道課

## 監査委員意見に対する取組み状況等について

### 【委員意見】

簡易水道使用料及び下水道使用料については、現年度分の収入未済額を抑えるよう、未納者に対する督促や分納誓約、給水停止の措置を講じるなど、現年度分の債権回収に努めてください。

### 【取組み状況等】

今年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、4月から7月まで料金の催促及び給水停止の実施を控えていましたが、8月からは催告書（払い忘れ）や給水停止予告通知等の送付、給水停止執行を行った。特に少額未納者に対しては催告書回数を増やし、早期納付を促し滞納減少に努めた。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により支払困難な事情がある者に対しては、その置かれた状況に配慮した支払猶予等の対応や、料金未払による機械的な給水停止の回避等、柔軟に対応することを心掛け、滞納整理に努めています。（現在までに支払猶予等の措置を実際に実施した案件はありません。）

- ※ この表は、令和元年度に実施した随時監査、定期監査、財政援助団体等（補助金交付団体・指定管理者）監査において、委員意見として記載された事務改善等の指摘事項と、それに対する取組み状況、成果等を記載するものです。
- ※ 【委員意見】欄には、各監査において指摘された事項について記入してください。随時監査、定期監査等において重複する内容については、どちらか一つで結構です。右欄【取組み状況等】には、実際の取組み状況等を記入してください。
- ※ 必ずしも、この様式を使用する必要はありません。任意の様式でも構いません。